

薬食発1213第4号
平成25年12月13日

文部科学省スポーツ・青少年局長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第2条第14項
に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令
（平成19年厚生労働省令第14号）において定めているところである。

本日、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定す
る医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第
128号）が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各
特別区長宛てに、別添写しのとおり通知したので、貴職におかれては、御了知
の上、関係機関に周知されるようお願いする。



薬食発1213第1号
平成25年12月13日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号。以下「指定薬物省令」という。）において定めているところである。

本日、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第128号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定等

(1) 新たに包括的に指定薬物を指定すること

次の物質群について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オン（以下「基本骨格」という。）の2位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第1欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、3位に水素以外が結合していないか又は同表の第2欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、ベンゼン環の2位から6位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の2位、3位若しくは4位に同表の第3欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合している物であつて基本骨格の2位、3位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く（以下「カチノン系化合物群」という。）。

イ 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬及び向精神薬

第1欄		第2欄		第3欄	
1	メチルアミノ基	1	メチル基	1	メチル基
2	エチルアミノ基	2	エチル基	2	エチル基
3	ジメチルアミノ基			3	メトキシ基
4	ジエチルアミノ基			4	メチレンジオキシ基
5	メチルエチルアミノ基			5	フッ素原子
6	1-ピロリジニル基			6	塩素原子
				7	臭素原子
				8	ヨウ素原子

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

(3) 所要の規定の整理

指定薬物省令中、(1) に掲げる物質群に含まれることとなる次に掲げる21物質の名称を指定薬物省令から削除したこと。ただし、当該21物質については改正省令の施行後においても、(1) に掲げる物質群に含まれる物質であることから法第2条第14項に規定する指定薬物であることに変わりはないこと。

①名称：2-(エチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類

通称：N-Ethylbuphedrone、NEB

②名称：2-(エチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

通称：4-Methylethcathinone

③名称：2-エチルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)

プロパン-1-オン及びその塩類

通称：bk-MDEA

- ④名称：1-(4-エチルフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類

通称：4-Ethylmethcathinone

- ⑤名称：2-(ジメチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類

通称：4-Methyl-N-methylbuphedrone

- ⑥名称：2-(ジメチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

通称：bk-MDDMA

- ⑦名称：1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類

通称： α -PBP

- ⑧名称：1-(3-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類

通称：3-Fluoromethcathinone、3-FMC

- ⑨名称：1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類

通称：4-Fluoromethcathinone、4-FMC

- ⑩名称：1-(4-ブロモフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類

通称：Brepheдрone、4-Bromomethcathinone

- ⑪名称：2-(メチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類

通称：Buphedrone

- ⑫名称：2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタン-1-オン及びその塩類

通称：Pentedrone

- ⑬名称：2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類

通称：4-Methylbuphedrone

- ⑭名称：2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類

通称：bk-MBDB、Butylone

- ⑮名称：2-(メチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン及びその塩類

通称：Pentylone

- ⑯名称：1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン及びその塩類

通称：デスエチルピロバレロン、4-MePPP

⑰名称：1－（3，4－メチレンジオキシフェニル）－2－（ピロリジン－1－イル）ブタン－1－オン及びその塩類

通称：MDPBP

⑱名称：1－（3，4－メチレンジオキシフェニル）－2－（ピロリジン－1－イル）プロパン－1－オン及びその塩類

通称：MDPPP

⑲名称：1－（4－メトキシフェニル）－2－（ジメチルアミノ）プロパン－1－オン及びその塩類

通称：4-Methoxy-N,N-dimethylcathinone、N-Methylmethedrone

⑳名称：1－（4－メトキシフェニル）－2－（ピロリジン－1－イル）ペンタン－1－オン及びその塩類

通称：4-MeO- α -PVP

㉑名称：1－（4－メトキシフェニル）－2－（メチルアミノ）プロパン－1－オン及びその塩類

通称：4-Methoxymethcathinone、Methedrone

2. 医療等の用途の規定

上記1.（1）及び（2）に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

（1）次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

（2）法第69条第4項に規定する試験の用途

（3）法第76条の6第1項に規定する検査の用途

（4）犯罪鑑識の用途

（5）（1）から（4）までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあつては、右欄に掲げる用途

カチノン系化合物群（基本骨格の2位にジメチルアミノ基、ジエチルアミノ基、メチルエチルアミノ基又は1-ピロリジニル基が結合している物を除く。）及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
---	----------------------

(6) (1) から (5) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成25年12月13日）から起算して30日を経過した日（平成26年1月12日）から施行すること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○薬事法第二条第十四項に規定する指
定薬物及び同法第七十六条の四に規
定する医療等の用途を定める省令の
一部を改正する省令
(厚生労働二二八)

(告 示)

○記録メディア製品の表示に関する公
正競争規約を廃止した件
(公正取引委・消費者庁六)
○道路交通法第百十条第一項の規定に
基づき自動車専用道路を指定する件
の一部を改正する件
(国家公安委四七)
○社債、株式等の振替に関する法律第
四十四条第一項第十三号の規定に基
づく口座管理機関を指定する件の一
部を改正する件
(金融庁・法務・財務四)

○除籍が滅失した件(法務四六〇)

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に
関する法律第五条の規定による認証
をした件(同四六一)

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に
関する法律第十三条第一項の規定に
よる変更の届出があった件
(同四六一)

○食糧援助に関する日本国政府とペナ
ン共和国政府との間の書簡の交換に
関する件(外務三七七)

○保安林の指定をする件
(農林水産三〇三一～三〇四一)

○中央卸売市場において卸売の業務を
行っている者の名称の変更があった
件(同三〇四一)

○平成二十六年産のかぼちゃに適用す
る単位当たり共済金額の範囲等を定
める件(同三〇四三)

○宅地建物取引業法施行規則の規定に
基づく登録実務講習機関の登録事項
の変更の件(国土交通二二〇二)

○水路測量の実施に関する件
(海上保安庁二二三)

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の
一部を改正する告示(同二二四)

○福島県双葉郡大熊町の特別地域内除
染実施計画に基づく土壌等の除染等
の措置の実施に係る事項を告示する
件(環境二一〇)

○海上における空対空射撃訓練及び試
験並びに水上標的に対する射撃訓練
練及び試験を実施する件(同二二八)

○海上における空対空射撃訓練及び水
上標的に対する射撃訓練を実施す
る件(同二二九)

○海上における水上標的に対する射撃
撃訓練を実施する件(同二三〇)

(人事異動)

内閣 内閣府 海上保安庁 防衛省

(叙位・叙勲)

(皇室事項)

(官庁報告)

労 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法
第五条の規定に基づく関係労働者を代
表する者の候補者の推薦について
(厚生労働省)

(公 告)

諸 事 項

官庁
有権者申出方、公示送達関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、
特別清算、会社更生、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省 令

○厚生労働省令第百二十八号
 薬事法（昭和三十三年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十五年十二月十三日
 厚生労働大臣 田村 憲久

定めらるる省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十三号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十三号とし、第二十七号から第二十九号までを三号ずつ繰り上げ、第三十号を削り、第三十一号を第二十七号とし、第三十二号から第四十八号までを四号ずつ繰り上げ、第四十九号及び第五十号を削り、第五十一号を第四十五号とし、第五十二号から第六十四号までを六号ずつ繰り上げ、第六十五号を削り、第六十六号を第五十九号とし、第六十七号から第六十九号までを七号ずつ繰り上げ、第七十号及び第七十一号を削り、第七十二号を第六十三号とし、第七十三号から第七十七号までを九号ずつ繰り上げ、第七十八号から第八十九号までを削り、第九十号を第七十四号とし、第九十一号を第七十五号とし、第九十二号から第九十五号までを六号ずつ繰り上げ、第九十六号及び第九十七号を削り、第九十八号を第八十号とし、第九十九号から第百二号までを十八号ずつ繰り上げ、第百三号を削り、第百四号を第八十五号とし、第百五号を削り、第百六号を第八十六号とし、第百七号を第八十七号とし、第百八号を第八十八号とし、第百九号を削り、第百十号を第八十九号とし、第百十一号から第百十八号までを二十一号ずつ繰り上げ、第百十九号中「並びに」を「及び」に、「物及び」を「もの並びに」に、「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、同号を第九十八号とし、第百二十号中「並びに」を「及び」に、「物及び」を「もの並びに」に、「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、同号を第九十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二一アミノノールフェニルプロパノール（以下この号及び第二条第五号において「基本骨格」という。）の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わり
 に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合して
 いないか又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、ベンゼン環の二位から
 六位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の
 第三欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合している物であつて基本骨格の二位、三位及び当該
 ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を
 除く。（第二条第五号において「カチオン系化合物群」という。）

第一欄	一 メチルアミノ基 二 エチルアミノ基 三 ジメチルアミノ基 四 ジエチルアミノ基 五 メチルエチルアミノ基	第二欄	一 メチル基 二 エチル基	第三欄	一 メチル基 二 エチル基 三 メトキシ基 四 メチレンジオキシ基 五 フッ素原子
-----	--	-----	------------------	-----	---

イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤
 ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

六 一ピロリジニル基

第一条中第百二十一号を第百一号とする。
 第二条第五号の表に次のように加える。

カチオン系化合物群（基本骨格の二位にジメチルアミノ基、ジエチルアミノ基、メチルエチルアミノ基又は一ピロリジニル基が結合している物を除く。）及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
--	----------------------

附則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告 示

○公正取引委員会
 庁告示第六号

消費 者 庁告示第六号
 日本記録メディア製品公正取引協議会から、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づく記録メディア製品の表示に関する公正競争規約（平成五年公正取引委員会告示第三号）を平成二十五年十一月二十九日をもって廃止した旨の報告があつたので告示する。
 平成二十五年十二月十三日
 公正取引委員会委員長 杉本 和行
 消費者庁長官 阿南 久

○国家公安委員会告示第四十七号

道路交通法（昭和三十三年法律第百五号）第一百条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。
 平成二十五年十二月十三日
 国家公安委員会委員長 古屋 圭司

第一号の表九号の項中

鳥取県西伯郡大山町から鳥取県八東郡玉湯町まで

鳥取市高から同鳥取県西伯郡大

市嶋まで

に改める。

山町から鳥取県八東郡玉湯町まで

附 則

この告示は、平成二十五年十二月十四日から施行する。

○金融庁
 財務省告示第四号

金融庁
 財務省告示第四号
 債権、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年財務省告示第三号（債権、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。
 平成二十五年十二月十三日
 金融庁長官 畑中龍太郎
 法務大臣 谷垣 禎一
 財務大臣 麻生 太郎

ノードイチェ ランデスバンク ジロセントラルの項の次に次のように加える。
 バンク カントナール ヴオド スイス連邦 ローザンヌ市 プラス サンフランソワ 十四
 ワイク